

大阪市告示第1010号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第10項の規定に基づき、令和7年7月11日付けで建築工事の施工停止を命じたので、同条第13項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年7月22日

大阪市長 横山英幸

1 工事施工停止命令を受けた者

建築主	住	所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘17番1-1006号
	氏	名	江本 光雄

2 違反建築物の概要

建築物の位置	大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目4番18、4番19、4番20、 4番21（地名地番）
--------	---

建築物の表示	用	途	不明
	構造・規模	木造	2階建て

（計画調整局建築指導部監察課）